

2024年度

出雲市フォレスト・サポート事業 森さぼ補助金のご案内

出雲フォレスト・サポート（森さぼ事業）は、出雲市・出雲地区森林組合・島根県木材協会出雲支部からの拠出により、森林の整備や木育活動などを支援し、出雲市の林業振興を図ります。

（取組み事例）



造林事業(枝打ち)の実施



林内作業車の購入



木工工作コンクールの開催

【募集期間】

令和6年4月1日～令和6年5月10日

※予算に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

【お問合せ先】

森さぼ運営協議会事務局

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市森林政策課内

TEL : 0853-21-6996 (直通) FAX : 0853-21-6592

E-mail : shinrin@city.izumo.shimane.jp

<http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1303266862809/index.html>

【補助メニューや補助金額】

1. 森林施策支援事業

種別	補助対象経費	補助対象者	補助率又は補助金額
造林事業 【国・島根県事業の補助対象外の事業】	新植・補植・保育(下刈り、枝打ち、除伐、間伐)・竹林除去にかかる経費 【面積0.1ha以上】	森林所有者等 林業事業者	補助対象経費の2/3以内 (補植は1/2以内)
市産材生産促進事業 【国・島根県事業の補助対象外の事業】	主伐・利用間伐 造林を前提とした主伐・利用間伐による市産材の生産 樹種：スギ、ヒノキ、マツ等針葉樹、広葉樹等 【面積：主伐 0.1ha以上1ha未満 利用間伐 0.1ha以上3ha未満 搬出材積：10m ³ 以上】	森林所有者等 林業事業者	主伐：製材用への出荷割合 18%以上 620円/m ³ 18%未満 310円/m ³ 利用間伐：310円/m ³
	運搬 出雲木材市場・出雲地区森林組合丸棒加工工場への木材出荷にかかる経費 【搬出材積10m ³ 以上】		搬出材積1m ³ あたり750円以内
作業道整備事業	新設 造林事業に付随する作業のための作業道整備にかかる経費 【長さ50m以上、幅1.5～3m、最急勾配25%】	森林所有者等 林業事業者	延長(m)×幅(m)×650円以内
	修繕 既設作業道の管理修繕(草刈、路面整備等)にかかる経費		補助対象経費の2/3以内 (限度額60万円)

2. 担い手支援事業

種別	補助対象経費	補助対象者	補助率又は補助金額
安全対策事業	安全防具購入 安全防具購入費	森林所有者等 林業事業者 木材事業者	補助対象経費の1/3以内 (限度額 1人あたり5万円以内) (" 1事業者あたり10万円以内)
	資格取得 資格取得(架線系、車両系、土場作業、作業路開設、製材・木材加工作業関係)にかかる経費		補助対象経費の2/3以内 (限度額 1人あたり5万円以内) (" 1事業者あたり10万円以内)
	研修会等開催支援事業 担い手育成等を目的として開催する研修等にかかる経費	林業事業者及び木材事業者で構成する組織等	補助対象経費の2/3又は10/10以内 (限度額30万円)
機械・器具支援事業	機械・器具取得支援 林業労働災害防止、省力化及び品質向上等のための機械・器具の購入費	森林所有者等 林業事業者 木材事業者 みんなでつくる出雲の森事業 出荷登録者	補助対象経費の1/3以内 (限度額150万円) 1台20万円以上。チェーンソー及び刈払い機の場合は1台5万円以上で、みんなでつくる出雲の森事業の出荷登録者であること。
	機械・器具賃借支援 林業労働災害防止、省力化及び品質向上等のための機械・器具賃借への経費助成	森林所有者等 林業事業者 木材事業者	補助対象経費の1/2以内 補助期間 6ヶ月以内/人・事業者 (限度額 1か月あたり15万円以内)
	林業ICT支援 省力化に資する器具購入・システム導入経費に対する助成		補助対象経費の1/2以内 (限度額 100万円)

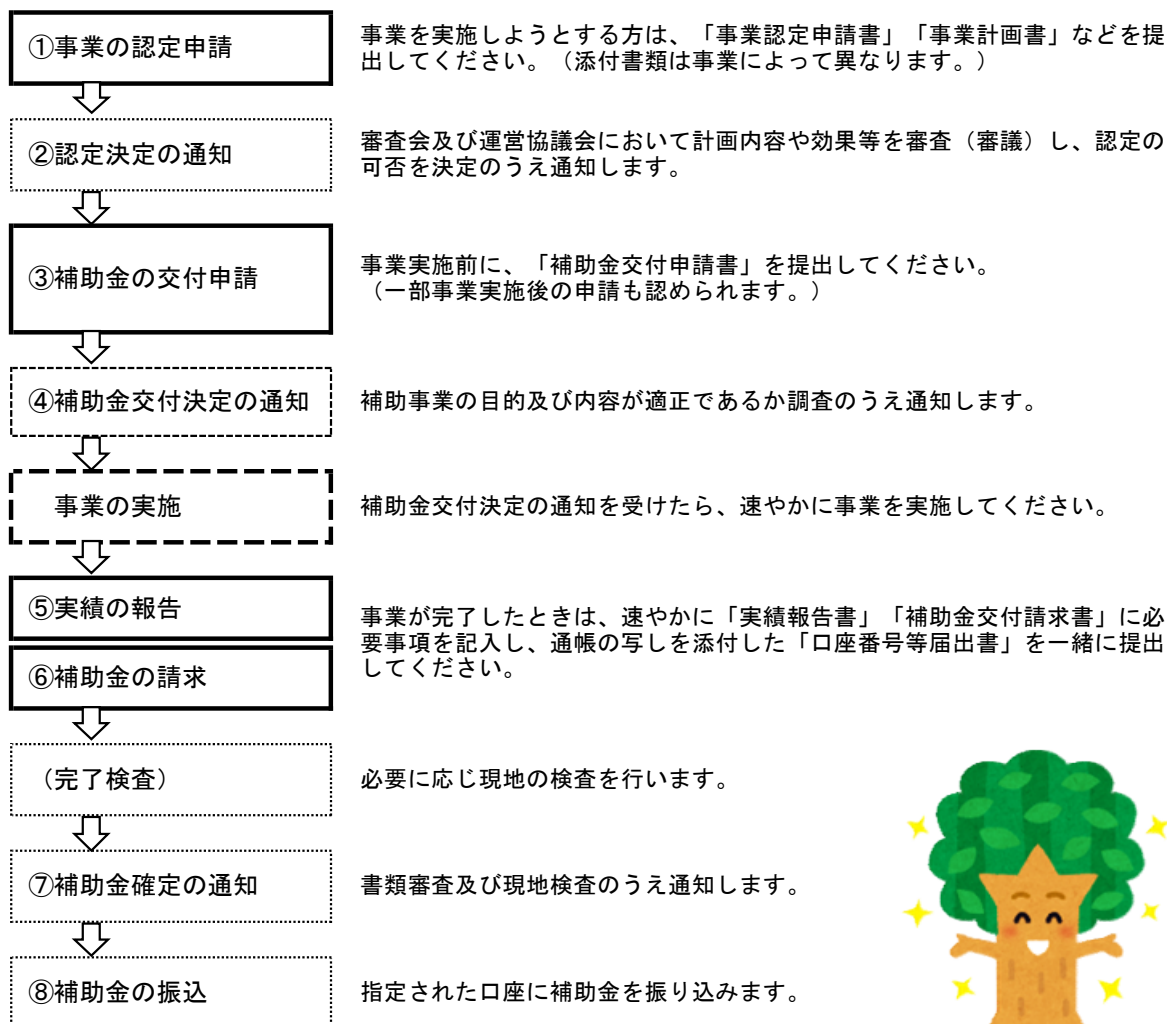
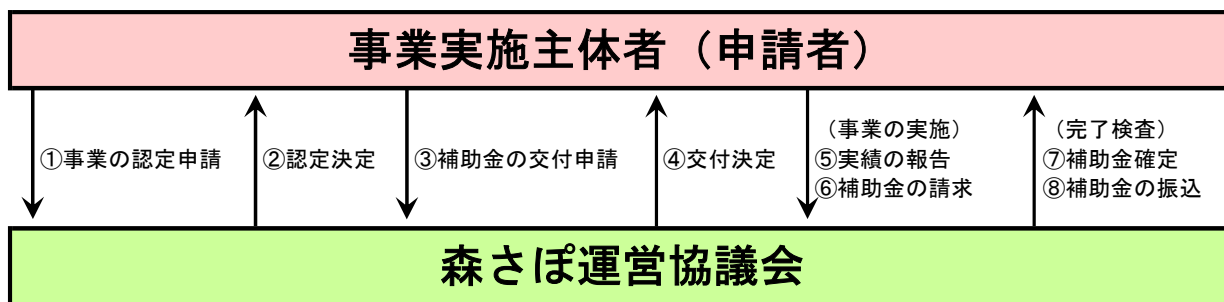
3. 普及・啓発事業

種別	補助対象経費	補助対象者	補助率又は補助金額
普及事業	川上、川中及び川下事業が相互に連携し、森林整備・林業振興のための事業にかかる経費	森林整備・林業振興に資する団体	補助対象経費の2/3又は10/10以内 (限度額100万円)
啓発事業	地域、学校、団体が行う林業体験や木工教室など、啓発を目的とした事業にかかる経費	森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発に資する団体	補助対象経費の2/3以内 (限度額20万円) ただし、資材費については市産材を用いた場合に限り10/10以内

※事業内容は出雲市ホームページにも掲載しています。

※事業実施には要件があります、詳しくはおたずねください。

【申請の手続きの流れ】



【留意事項】

- ◆ 補助金交付決定後に、事業を実施してください。補助金交付決定前に事業に着手された場合は、補助対象となりません。ただし、一部事業については、実施後の申請も認められますので、ご相談ください。
- ◆ 事業の内容を変更するとき、また、事業を中止するときは、あらかじめ「計画変更・中止（廃止）承認申請書」の提出が必要となります。
- ◆ 認定を受けた方は、その年度内に認定事業を完了していただきます。年度内に完了の見込みがない場合、認定を取り消す場合があります。